

幼児教育・保育の無償化に関するよくある質問

飯塚市役所子育て支援課

Q 1 幼児教育・保育の無償化についての情報は、飯塚市ホームページのどこにありますか。

A 1 飯塚市ホームページの下記ページ内にあります。
ホーム>健康・福祉・子育て>子育て>幼児教育・保育の無償化

Q 2 令和元年10月からの無償化の全体像を教えてください。

A 2 下記のとおり全体像が分かる資料を添付します。また、ホームページ上でも説明を載せておりますので、併せてご確認をお願いします。
なお、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は、認可保育所や認定こども園、幼稚園を利用できていない方が対象となっている点について、注意が必要です。

施設・事業	無償化の内容			問合せ先
	0～2歳児	満3歳児※1	3～5歳児	
新制度移行幼稚園 認定こども園(1号)		利用料無償		子育て支援課
保育所、認定こども園 就学前の障害児の発達支援※2	市民税非課税世帯のみ 利用料無償		利用料無償	
従来制度幼稚園		上限月額2.57万円		子育て支援課
幼稚園、認定こども園 (1号)の預かり保育※3		市民税非課税世帯のみ 上限月額1.63万円 (最大値)	上限月額1.13万円 (最大値)	子育て支援課
認可外保育施設 ※3※4 一時預かり事業、病児保育事業 ※3 ※4 ファミリー・サポート・センター事業 ※3 ※4	市民税非課税世帯のみ 月額4.2万円を上限に 利用料を無償		月額3.7万円を上限に 利用料を無償	子育て支援課

- ※1 満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもになります。
- ※2 市民税非課税世帯の子どもが、児童発達支援事業所を利用している場合は、既に利用料は無償となっています。また、幼稚園、保育所、認定こども園と児童発達支援事業所の両方を利用する場合は両方とも無償化の対象となります。
- ※3 無償化の対象となるのは、保育が必要な子どもに限ります。
- ※4 認可保育所や認定こども園、幼稚園を利用できていない方が対象となります。

新制度移行幼稚園	飯塚聖母幼稚園、桜ヶ丘幼稚園
従来制度幼稚園	和光幼稚園、穂波幼稚園、近畿大学九州短期大学附属幼稚園、ひまわり幼稚園

Q 3 0歳児、満3歳児、3歳児などはどのように理解すればよいですか。
また、無償化の対象となるのは保育が必要な子どもに限るとあるのですが、
「保育が必要な子ども」とはどういった子どもを指しますか。

A 3 0歳児、満3歳児、3歳児などは、下記のとおりご理解ください。

(歳児の定義)

0～2歳児	年度当初の4月1日時点で0～2歳の子ども
3～5歳児	年度当初の4月1日時点で3～5歳の子ども
満3歳児	3歳の誕生日以後最初の3月31日までの子ども

次に、「保育が必要な子ども」ですが、「保育の必要性事由」は、今現在、飯塚市内の保育園（所）等の入園をする際に必要とされている事由とすべて同じものと考えてください。具体的には、保護者（父母等それぞれ（※））が、下記事由に該当する場合、保育が必要な子どもと認められるものとなります。

【保育の必要性事由】

- 1か月に60時間以上、会社等に勤務している
- 自営業、農業、内職等をしている
- 保護者が病気等のため、通院、治療している
- 同居の病人等を常時自宅で介護・看護している（他介護・看護等のサービスを受けていない事）
- 学校、職業訓練等で就学中
- 出産（産前産後2か月の条件付利用）
- 育児休業中で上の子の利用継続
- 求職活動中（2か月の条件付利用）

（※）入所する児童の父母・祖父母など60歳未満の同居者全員について、家庭で保育が出来ないことを証明する書類の提出が必要となります。

Q 4 1号認定・2号認定・3号認定とは何ですか。
 新1号認定・新2号認定・新3号認定とは何ですか。
 提出先はどちらになりますか。

A 4 まず、子ども・子育て支援法上、保育園や認定こども園、新制度移行幼稚園を利用するためには、入園申込とともに、お住まいの市町村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。(1号認定・2号認定・3号認定)

(教育保育給付認定)

教育・保育給付認定	保育園(所)、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用するために必要な認定
1号認定	満3歳～5歳児が、認定こども園、新制度移行幼稚園を利用するために必要な認定
2号認定	満3歳～5歳児が、保育園(所)、認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育園(所)認定こども園(保育園部分)等を利用するために必要な認定

次に、現在の教育・保育給付認定に加え、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、令和元年10月から法律上の新たな認定制度として、「施設等利用給付認定」が始まりました。(新1号認定～新3号認定)

従来制度の幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等については、無償化の対象となるために、お住まいの市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。なお、新2号認定・新3号認定は、申請にあたり保育の必要性事由が必要です。

(施設等利用給付認定)

施設等利用給付認定	私立幼稚園(新制度に移行した幼稚園を除く)、預かり保育、認可外保育施設等(※1)の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定
新1号認定 (法第30条の4第1号)	満3歳～5歳児が、私立幼稚園(新制度に移行した幼稚園を除く)の入園料・保育料部分の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定
新2号認定 (法第30条の4第2号)	保育の必要性事由に該当する3歳児～5歳児が、幼稚園(こども園)の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるため必要な認定
新3号認定 (法第30条の4第3号)	市民税非課税世帯のうち、保育の必要性事由に該当する0～2歳児が幼稚園(こども園)の預かり保育(※2)、認可外保育施設等の利用料無償化の給付を受けるために必要な認定

(※1) 認可外保育施設等は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を指す。

(※2) 市内幼稚園(こども園)にあっては、満3歳を迎えた日以降から施設利用が可能となる。

最後に、それぞれの申請の提出先は下記のとおりとなります。
申請書は可能な限り、利用のひと月前にはご提出をお願いいたします。

<申請提出先>

【幼稚園・認定こども園（1号）】

①新制度に移行した園

- ・ 1号認定（通常分）・・・各園
- ・ 新2号認定・新3号認定（預かり保育）・・・各園

②従来制度幼稚園

- ・ 新1号認定（通常分）・・・各園
- ・ 新2号認定・新3号認定（預かり保育）・・・各園

【認可保育園・認定こども園（2号・3号）】

- ・ 2号認定・3号認定・・・市役所（または支所）

※ ただし、4月入所の場合のみ、第1希望の園

【認可外保育施設等】

①認可外保育施設

- ・ 新2号認定・新3号認定（通常分）・・・施設又は市役所本庁

②一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ、居宅訪問型保育事業

- ・ 新2号認定・新3号認定・・・施設又は市役所本庁

Q 5 幼稚園の保育料は「満3歳児」から無償、預かり保育は「3歳児」から無償とありますが、具体的な数え方を教えてください。

A 5 幼稚園の保育料は、誕生日を迎えて満3歳となり入園した場合、その時点から無償化の対象となりますが、預かり保育は、満3歳となった後の最初の4月（保育所等という、いわゆる年少クラス）から無償化の対象となります。

例えば、11月に満3歳になる子の場合、誕生日を迎えて入園したら、11月から無償化の対象となりますが、預かり保育分については、翌年4月の利用分から対象となります。

Q 6 今現在、飯塚市に在住しており、幼稚園に通っていますが、飯塚市外に引っ越す予定です。飯塚で無償化の手続きは必要ですか。

A 6 無償化の対象となるためには、居住している市町村へ認定申請を行い、給付認定を受ける必要があります。転出前の認定は飯塚市で行いますが、転出日以降分の認定については、転出先の市町村へ申請してください。

Q 7 飯塚市に在住しており、飯塚市外の幼稚園に通っていますが、無償化の対象になりますか。

A 7 飯塚市の新1号又は新2・3号認定を受けていれば、無償化の対象になります。

Q 8 幼稚園に加え、他のサービス（保育所等の一時預かり・認可外保育施設等）も併用しています。他のサービスにかかる利用料も無償化になりますか。
（例：「幼稚園＋認可外保育施設」の利用、「幼稚園＋保育所の一時的預かり」の利用）

A 8 幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合は、他のサービスを利用する際の利用料についても、預かり保育利用分と合わせて月額11,300円まで（満3歳児は月額16,300円まで）無償化の対象となります。

Q 9 預かり保育の利用料が無償になる認定を受けたのですが、今後は利用料を幼稚園へ支払わなくても良いということですか。

A 9 預かり保育の利用料は、これまで同様に幼稚園に利用料をお支払いいただいた後、領収証等を添付した請求書を、園を経由して市に提出いただくこととなります。その後、市が書類確認を行い、無償化となる額を決定し、市から直接保護者へお支払いいたします。

なお、お支払いは4か月に1回程度の頻度での実施を予定しており、請求書等の作成依頼は園を経由して行います。

Q 10 認可保育所に加え、認可外保育施設の一時的預かりを利用しています。無償化の対象になりますか。

A 10 この場合、認可保育所の保育料のみ無償化となります。認可外保育施設や一時預かりの利用料が無償化になるのは、認可保育所等に入所していないことが条件となります。

Q 11 一時預かりだけでなく、認可外保育施設も利用していますが、認可外保育施設はすべて無償化の対象となりますか。

A 11 無償化の対象となる施設については、飯塚市のホームページに掲載しております。

Q 1 2 今後、働き始めて預かり保育の利用が必要になった場合は、その時点で新2号の申請を行えばいいですか。また、申請する場合の期限はいつまでですか。

A 1 2 例えば、従来制度幼稚園へ通っていて、現在は就労していないため、新1号認定で申請していたものの、その後就労等により保育の必要性が認められるようになった場合などは、新2号認定の申請をいただければ、変更日より認定を変更して預かり保育が無償化の対象になります。

変更を希望される場合、申請は預かり保育利用開始の1か月前頃までに利用施設へご提出ください。

Q 1 3 下の子が保育所を利用していますが、上の子の幼稚園の預かり保育利用のためには新2・3号認定の申請が必要ですか。また、改めて勤務就労証明書等の提出が必要ですか。

A 1 3 必要となります。

Q 1 4 兄弟姉妹で入園している場合、認定申請書類の提出は兄弟姉妹で1枚でいいですか。

A 1 4 申請書は児童1人で1枚必要となりますので、それぞれ提出してください。ただし、勤務就労証明書などの添付書類については、兄弟姉妹で1セットで構いません。

Q 1 5 新2号・新3号認定を受けなければ、預かり保育の利用が出来なくなるのですか。

A 1 5 新2号・新3号認定を受けなければ、預かり保育の利用が出来なくなる（若しくはできない）訳ではありません。新2号・新3号認定を受けた場合、最終的に利用日数に応じて月額上限 11,300 円まで利用料が無償となりますが、認定がない場合、これまで通り利用料が発生します。

Q 1 6 新2号・新3号認定を受ければ、預かり保育が無償で利用できますか。

A 1 6 新2号認定・新3号認定を受ければ、利用日数に応じ月額 11,300 円まで無償化の対象となりますが、各園によって預かり保育の定員がありますので、認定があったとしても、必ずしも預かり保育が利用できるとは限りません。希望日の利用可否については、各施設へご確認ください。

Q 1 7 新 2 号・新 3 号の認定者の就労状況等の確認はどのように行っていますか。

A 1 7 実施方法は検討中ですが、今後、園を経由するなどし、定期的に就労状況等の現況確認を行っていく予定です。現況確認の結果、状況によって現在の認定を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 1 8 新 2 号・新 3 号認定を受けていて、利用施設や就労状況、世帯状況等が変更となった場合、何か手続きが必要ですか。

A 1 8

(幼稚園、認定こども園に通っている方)

利用施設や就労状況、世帯状況が変更となった場合、園を経由して必要な手続きの調整を行いますので、まずはご利用されている各施設へお問合せください。

(認可外保育施設等を利用されている方)

新 2 号・新 3 号認定に記載いただいている利用施設や就労状況、世帯状況等に変更が生じた場合、申請内容を変更いただく必要があります。詳細は市役所本庁へお問合せください。

Q 1 9 無償化が始まったのに、新たに保育所（園）で副食費（おかず代）が徴収されることになったのは何故ですか。

A 1 9 今まで保育所（園）の副食費は保育料に含まれていて、保育料とともに市役所へお支払いいただいております。一方、幼稚園等の副食費は、保育料とは別料金で、各園へ実費相当分をお支払いいただいております。

10 月からの無償化に伴い、保育所（園）の副食費部分は幼稚園等の料金体系に併せることとなったため無償化の対象外となっております。また、国の法令によって副食費部分の支払先も市役所から各施設へ変更となりました。

Q 2 0 企業主導型保育施設を利用していますが、無償化に伴い、飯塚市で書類の手続きはありますか。

A 2 0 企業主導保育施設における無償化手続きの詳細については、各施設にご確認ください。

なお、企業主導型保育施設については利用開始された際や市外に転居された際、退園された際などに、利用報告書若しくは利用終了報告書を保護者に作成いただくこととされており、当該書類は各施設を経由し市役所へ提出されることとなっております。

Q 2 1 従来制度園の無償化に伴う、月々の入園料・保育料はどのように算定されますか。

A 2 1 従来制度園の無償化に伴う、月々の入園料・保育料は、①「月々の入園料・保育料相当額（月額換算値）」と②「上限額」を比べ少ない方の額となります。

また、①、②の算定方法は、それぞれ下記のとおりとなります。（本算出方法は、国が全国統一の算出方法として示しているものを整理したものです）

①「月々の入園料・保育料相当額（月額換算値）」

（算定方法）

入園料部分＝入園料÷年間在籍月数（10円未満端数切捨て）・・・①

保育料部分＝保育料（園側で設定している保育料の額）・・・②

支払額（月額）＝①＋②

※ 入園料は、満3歳となる年度や、入園初年度のみ算定に含めることが出来るもの。（ただし、満3歳児は保育料部分と同様、満3歳になって初めて計上できるもの）

（例外）日割り計算が必要なケース

対象：月途中の転出（継続利用）児童・転入（継続利用）児童

入園料部分＝入園料÷年間在籍月数（予定）× 当該月のサービス提供日数
/ 当該月の開所日数

（10円未満端数切捨て）・・・③

保育料部分＝保育料（園側で設定している保育料の額）× 当該月のサービス提供日数 / 当該月の開所日数

（10円未満端数切捨て）・・・④

支払額（月額算定額）＝③＋④

②上限額（入園、退園、転入、転出等の際は、日割り計算が入る）

（算定方法）

25,700円 × 当該月のサービス提供日数 / 当該月の開所日数
（10円未満端数切捨て）

Q 2 2 Q 2 1 の算出方法に基づき入園料・保育料を算定した結果、②「上限額」が月々の入園料・保育料となる場合、入園料相当部分又は保育料相当部分に保護者の手出しが出るというかたちになりますか。

A 2 2 お見込みのとおりです。

なお、年度の後半に差し掛かって入園した（あるいは満3歳となった）場合、園によっては、年度途中まで①「月々の入園料・保育料相当額（月額換算値）」で算定されていたところ、在籍月数が少なくなることで月々の入園料相当額が大きくなり、結果、②「上限額」が月々の入園料・保育料となるケースが考えられます。

Q 2 3 幼稚園の預かり保育に係る請求書（施設等利用費請求書（償還払い用））のうち、別紙明細書6．施設等利用費の償還払い請求の内訳は、どのように記載すればよろしいですか。

A 2 3 下記のとおり記載いただくこととなります。

【記載方法】例：令和元年10月分の請求（※ 他の月も同様の方法により記載）

利用年月日	支払った月額利用料 (保育料) (a) ※4 ※5	月額上限額 (b) ※5	請求額 (aとbを比較して 小さい方)
令和元年10月	円	円	円

園から交付された領収書兼提供証明書の「特定子ども・子育て支援利用料(保育料)の金額を入力

●月分の請求額

(a)、(b)のうち、いずれか少ない方の金額を入力

(算定方法)
450円(日額上限額) × 提供日数
※ 上記計算が国の示す支給上限額(0歳児～2歳児:16,300円、3歳児以上:11,300円)を超える場合、国の示す支給上限額

(参考) 関連FAQ

無償化の全体像について・・・Q 2

歳児の定義、保育の必要性、認定について・・・Q 3、Q 4、Q 5

預かり保育の支払いについて・・・Q 9

上限額について・・・Q 2 4

Q 2 4 Q 2 3 の算出方法に基づき預かり保育の請求額を算定した結果、「月額上限額」の
ほうが請求額となる場合は、当該月の預かり保育料に保護者の手出しが生じる
ということになりますか。

A 2 4 お見込みのとおりです。

国によると、預かり保育事業に係る支給上限額は、給付の適正化を図る観点
から、利用日数に応じた計算方法となっているとのことで、(日額や月額(定額)
の別などの)園の料金設定方法や個別利用者の利用実態によって、当月の利用
日数が少ない場合などに自己負担が生じるケースがあることも考えられます。

(連絡先)

飯塚市役所子育て支援課保育給付係

T E L : 0948-22-5500 (内線 1112、1113)